

平成26年度当初予算編成方針

平成25年10月18日
財 政 課

I 国の予算編成と地方財政

我が国の経済は、緩やかに回復しつつあり、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続く、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されている一方で、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクが懸念されている。

このような経済情勢のなか、国は、経済再生と財政健全化を両立させるために、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定。以下「骨太の方針」という。）及び「中期財政計画」（平成25年8月8日閣議了解）を策定し、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、平成27年度までに平成22年度に比べ赤字の対GDP比を半減、平成32年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すこととしている。

また、「平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成25年8月8日閣議了解）では、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）等を踏まえた「新しい日本のための優先課題推進枠」を設ける一方で、義務的経費等を除く経費については、前年度当初予算における額に100分の90を乗じた額の範囲内で要求することとされ、8月末日までに各省庁からの要求が提出されたところである。

一方、地方財政については、総務省の概算要求において、「骨太の方針」及び「中期財政計画」を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたところである。

しかしながら、地方交付税の要求額は、出口ベースで16.8兆円と今年度当初予算から、3,009億円減少しており、さらには、今後、地方交付税の歳出特別枠や自動車取得税、地方法人特別譲与税等の見直しも検討されることとなっている。そのため、特に、本県のように自主財源が乏しく、財政基盤が脆弱な地方には大きな影響が懸念されるところであり、それらの検討状況等について注視するとともに、適切に対応していくことが必要である。

II 本県の財政事情

本県の財政については、地方交付税の伸びが期待できない中、高齢化の進行に伴う社会保障関係費の自然増等によって、毎年度200億円を超える収支不足額が見込まれることに加え、停滞している県内経済の活性化はもとより、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた防災・減災対策等に多額の一般財源が必要となる見通しにあることから、更に厳しさを増していくものと考えられる。

このため、平成23年6月に策定した第三期財政改革推進計画に基づき、歳入・歳出の両面から一体的かつ集中的な見直しを推進しているところである。

これまでの取組により、収支不足の圧縮や臨時財政対策債等を除く県債残高の抑制など、一定の成果は挙げているものの、今後とも社会保障関係費が毎年度数十億円単位で増加し

ていく見通しにあり、基金の取崩しに頼らない、将来にわたって持続的に健全性が確保される財政構造への転換に向け、引き続き人件費等の削減や投資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直しなど財政改革の取組を着実に実施していく必要がある。

III 予算編成の基本的な考え方

本県では、平成23年6月に宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン（アクションプラン）」を策定し、4年間の施策目標として、「危機事象への対応と再生・復興」、「産業・雇用づくり」、「人財づくり」及び「くらしづくり」を掲げ、その実現のため優先的に取り組む施策を10の重点施策（新しい「ゆたかさ」創造プログラム）として設定し、県民総力戦により、重点的に展開しているところである。

平成26年度の当初予算の編成に当たっては、第三期財政改革推進計画に基づく取組の着実な実行により、収支不足の圧縮等を図るとともに、選択と集中の理念の下、経済や雇用の回復、南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえた県民の安全・安心の確保など緊急的な課題及び本格的な人口減少社会の到来や経済のグローバル化、環境・新エネルギーなど、将来へ向けた課題に的確に対応するための施策について積極的な展開を図るものとする。

なお、国においては、財政健全化を進めるために、国の一般会計歳出に占める割合が高い社会保障、社会資本整備、地方財政を中心に、歳出の重点化・効率化を進めていくとされていることから、今後の編成過程においては、国の動向に十分留意し、適時・適切に対応していくものとする。

具体的な方針は、以下に定めるところによるものとする。

第1 基本方針

1 財政改革の着実な実行

平成26年度が最終年度となる第三期財政改革推進計画を着実に推進し、本県財政の健全化を一步でも先に進める観点から、可能な限り収支不足を圧縮し、基金取崩しに頼らない持続性のある財政構造へ転換していくことが喫緊の課題である。このため、引き続き、財政改革の着実な実行を最重要課題として取り組むものとする。

2 平成26年度重点施策の推進

財政が厳しい中であっても、本県が抱える政策課題に対応する優先度の高い施策については、積極的に推進する必要がある。

平成26年度は、「未来みやざき創造プラン（アクションプラン）」の総仕上げとして、本県が将来にわたって持続的に発展するための基盤づくりに取り組むとともに、人づくり（人材育成）の観点も加えながら、「復興から新たな成長に向けた基本方針」に基づき、厳しい国際競争・地域間競争に対応することのできる成長産業の育成等を引き続き

推進することとする。

具体的には、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた「みやぎ東京五輪おもてなしプロジェクト（仮称）」も視野に入れつつ、次の3つの重点施策に適合する新規性・モデル性の高い事業について、重点的な措置を講じるものとする。

なお、重点施策については、特に各部局の枠を超えて推進する必要があるため、対象となる事業の構築に当たっては、関係部局間で十分調整を行うものとする。

(1) 将来の発展と地域を支える人財づくり

① グローバルな視点を持ち、未来を切り拓く次世代の育成

交流・研修等を通じた国際理解、小中高を通じた総合的な学力向上、キャリア教育等による職業観の育成や適切なマッチングによる就職定着の取組の推進

② 産業と雇用の核となる人財の育成

経営革新や新規創業で中小企業・成長産業を主導する人財及び優れた生産技術と経営感覚で農林水産業を支える人財の育成

③ 女性の一層の活躍と高齢者の生涯現役に向けた支援

ワークライフバランスをはじめとする女性の活躍を後押しする取組の推進及び高齢者が活躍する場や機会の拡充と相談窓口の連携強化

(2) 競争力と成長性のある産業づくり

① 地域経済・雇用をけん引する成長産業の育成加速化

フードビジネスの推進、畜産の新生、新エネルギーの利活用及び東九州メディカルバレー構想の推進の加速化

② 地域経済・雇用の基盤を担う中小企業・農林水産業の振興

創意工夫で可能性を切り拓く中小企業の挑戦や生産性向上等を通じた農林水産業の更なる活性化の推進

③ 東九州の新時代を見据え、国内外の活力を取り込む観光・交流の推進

交通・物流ネットワークの充実やアジア市場の開拓へ向けた取組及びMICEの積極的な誘致やスポーツランドみやぎの一層の推進

(3) 安全・安心で魅力ある地域づくり

① 防災力の強化や減災対策

災害時に命を守るための「自助」・「共助」の強化を中心とした対策や社会資本の整備等による災害に強いしなやかな地域づくりの推進

② 地域全体で取り組む生涯健康づくりや子育て支援の推進

いつまでも元気で暮らせる健康づくりや安心して子どもを生み育てられる地域づくりに向けた取組の推進

③ 中山間地域をはじめとする地域の活性化

市町村間の連携や広域振興の促進及び民間・地域主体による協働事業の推進

3 役割分担等を踏まえた施策の構築

施策の構築に当たっては、すべての事業について、その必要性はもちろんのこと、国、県、市町村、県民等の間の役割分担のあり方を検証するとともに、県民への説明責任を果たせるよう、制度設計を行うものとする。

また、ボランティアやNPOはもとより、民間企業や大学、金融機関など多様な主体との連携・協働に積極的に取り組み、県民の総力を挙げた施策の推進を図るものとする。

第2 全般的事項

1 年間予算としての編成

平成26年度当初予算は、現行制度等に基づき見込み得る年間予算を編成するものとする。

したがって、年度途中においては、制度改正に伴う経費、災害関係経費等、真にやむを得ないものを除き、補正は行わないものとする。

また、国庫補助事業についても、原則として追加補正は行わないので、補助金等の追加申請の必要が生じた場合は、財政課と事前に十分調整を図るものとする。

2 予算要求限度額

第三期財政改革推進計画の着実な推進及び事務事業の見直しによる財源捻出を図る観点から、平成26年度の当初予算要求においても限度額を設定することとし、県債充当前の一般財源（以下「一般財源額」という。）を基準として次のとおりとする。

なお、予算要求限度額については、各部局における事務事業の見直しの実績等を踏まえるものとする。その場合において、設定された終期の到来前に積極的に休止し、又は廃止する事業にあっては、休・廃止額の1.5倍を、積極的な歳入確保策（自然増を除く。）にあっては、増収見込額の4分の3を見直し額の実績に含めるものとする。

また、消費税率の改定に伴う経費増については、必要に応じて予算要求限度額とは別途加算する。

(1) 公共事業費（事務費を含む。）

各事業区分別要求限度額

ア 補助公共事業費（交付金事業を含む。）

暫定的に平成25年度当初予算（地域経済活性化・防災対策特別枠に係る追加措置分を除く。）における一般財源額（以下「今年度当初予算額」という。）の90%の範囲内とする。

なお、最終的には国の予算編成の動向を踏まえた予算編成とするため、十分留意すること。

イ 県単独公共事業費

公共施設の維持管理経費は、所要額とし、別途、財政課と協議するものとする。

公共施設の維持管理経費以外の経費については、今年度当初予算額の95%の範囲内とする。

ウ 直轄事業負担金（市町村等分担金・負担金を除く。）

直轄高速自動車国道事業負担金は、所要額とし、別途、財政課と協議するものとする。

直轄高速自動車国道事業負担金以外の経費については、今年度当初予算額（市

町村等分担金・負担金を除く。)の95%の範囲内とする。ただし、やむを得ずこの範囲を超えて要求せざるを得ない場合は、別途、財政課と協議するものとする。

エ 災害復旧事業費

過去の実績等を考慮し、適切な事業費とする。

(2) その他の経費

次に掲げる経費を除き、今年度当初予算額の75%の範囲内とする。

- ① 庁舎等維持管理基本経費については、今年度当初予算額の97%の範囲内とする。
- ② 既に設定された債務負担行為の歳出化に係る経費については、必要かつ最小限度の所要額とする。
- ③ 新規・改善事業に係る経費については、事務事業の見直しの実績等を踏まえ、各部局に別途配分する要求枠の範囲内とする。
- ④ いわゆる箱物の整備は、「第三期財政改革推進計画」に基づき、原則、新規着工を凍結する。増改築については、県民にとって真に必要なものであり、緊急性があるものに限り、別途、財政課と協議するものとする。

3 特別枠の設置

平成26年度重点施策を推進する観点から、上記2の予算要求限度額とは別に、県内経済の活性化や緊急的な防災対策として必要な公共事業等を対象とした特別枠を設け、予算の重点化を図ることを検討する。

4 予算要求の体系化・部局間の調整

予算要求に当たっては、各部ごとに予算体系表を作成の上、予算全体を通じた体系を整理するとともに、各課ごとに要求に当たっての基本的考え方及び平成26年度の重点的又は主要な施策等を明確にしておくものとする。

特に、複数の部局に関係する事務事業については、これまで以上に、関係部局間で調整し、整合性や効率性を確保するものとする。

5 新規・改善事業

新規・改善事業は、県政の直面する課題等を踏まえ、選択と集中の理念の下、必要性、緊急性、有効性等を総合的に勘案の上、真に必要と認められるものについて、重点的、効果的及び効率的に取り組むこととする。

なお、原則として、すべての事業に終期（原則3年、最長5年）を設定するものとする。

6 ゼロ予算施策の推進

職員一人ひとりが徹底したコスト意識を持って経費節減等を図るとともに、現行制度の改善や窓口サービスの充実など、新たな予算措置を伴わず、知恵と工夫により県民サービスの向上を図る「ゼロ予算施策」を更に積極的に推進するものとする。

なお、「ゼロ予算施策」及び新規・改善事業については、職員提案「かえるのたまご」の活用にも努めるものとする。

7 効果的・効率的な行政基盤の確立等

行政組織の簡素合理化、事務処理の簡素効率化等に積極的に取り組むほか、アウトソーシングの一層の推進など、「みやざき行財政改革プラン」に基づき、効果的・効率的な行政基盤の確立と県民目線に立った行政サービスの提供に努めるものとする。

8 国、県、市町村等の役割分担

すべての事務事業について、国、県、市町村、各種団体及び県民のそれぞれが果たす役割を的確に判断し、責任分野と負担区分の明確化を図るものとする。

また、市町村等地元負担を伴う事業の見積りに当たっては、事業内容、負担額等について、あらかじめ関係部局及び関係市町村等と十分な協議・調整を行うとともに、事業執行における関係市町村等への十分な情報提供のための措置を講ずるものとする。

9 後年度負担の抑制

厳しい財政事情にかんがみ、中・長期的見通しに立った財政運営に資するため、予算要求に当たっては、将来にわたる負担の推計に十分留意するものとする。

なお、国の基準付け等があり、削減等が難しいとされる扶助費や社会保障関係費についても、中・長期的に伸びを抑制する手法について検討を行うものとし、今後、維持修繕費用の更なる増大が見込まれている公共事業費等については、長寿命化によるライフサイクルコストの最小化等を踏まえたストックマネジメントに取り組むものとする。

10 不適正な事務処理の再発防止

不適正な事務処理に対する反省を忘れることなく、引き続き、再発防止策を確実に実行するものとし、予算要求に当たっては、需用費や備品購入費の積算等について、さらに適正を期すものとする。

11 予算編成過程の透明化

県民にわかりやすい県政を推進する観点から、予算要求状況の公表を適時適切に行うなど、引き続き、予算編成過程の透明化に努めるものとする。

なお、予算要求に係る資料の作成に当たっては、県民への説明責任を十分果たせるものとするよう、留意するものとする。

第3 歳入に関する事項

歳入については、財源の積極的な確保を図ることとし、次に掲げる点に留意するものとする。

1 県税

社会保障・税一体改革に伴う消費税率の引上げ等を踏まえて検討が進められている税制の抜本的な改革をはじめとする税制改正の動きに的確に対応するとともに、経済情勢

の推移等に十分留意し、適正な年間収入見込額を計上するものとする。

また、常に、適正な課税、徴収率の向上及び滞納縮減に努め、積極的な税收確保に取り組むとともに、特に、個人県民税については、市町村との連携を密にした徴収対策を進めるものとする。

2 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金

地方財政対策、地方財政計画の概要等、国の動向を十分把握するとともに、過去の実績等も考慮して適正な収入見込額を計上するものとする。

特に、平成26年度の地方交付税については、概算要求において、いわゆる出口ベース（地方団体への交付額）で3,009億円の減少となる見込みであるため、今後の地方財政対策における加算措置の取扱い等について注視していく必要がある。

3 国庫支出金

県の政策目標、国の予算編成、行財政改革の動向等に留意の上、適正な収入見込額を計上するものとする。

4 県債

財政の健全性を確保するため、国の公共事業等に係る歳出見直しの動きも見極めながら、償還財源が確保されている臨時財政対策債などの特例的な県債を除き、可能な限り県債発行額の抑制に努めることとし、適正な充当見込額を計上するものとする。

5 分担金及び負担金

事業の性格、受益の限度、他県の状況等を十分に検討し、負担割合の適正化を図るとともに、年度内において適切な納期を設定し、適正な収入見込額を計上するものとする。

6 使用料及び手数料

経済情勢及び関係事務事業の所要額の動向等に即して、受益者負担の適正化の観点から徹底した見直しを行い、歳入の確保に努めるとともに、適正な収入見込額を予算計上するものとする。例年、原則として、前回改定から3年以上を経過する使用料・手数料を見直しの対象としているが、平成26年度は消費税率の引上げ等に伴い関係事務事業に要する経費の増加が見込まれるので、すべての使用料・手数料について見直しを行うものとする。

また、県有財産の使用料・貸付料について、既存料金の積算根拠の精査、減免措置の必要性の確認等を行うとともに、新たな使用料・手数料の設定について検討するものとする。

7 財産収入

不用遊休財産については、積極的に売却を推進するとともに、短期的に売却が困難なもの等については、貸付等による有効活用を図るものとし、財産の貸付けについても、低廉なものは改定するなど見直しを行うものとする。

特に、県有施設における自動販売機の設置については、指定管理者に管理を委託している公の施設等を含め、原則として、県が公募を行い、行政財産の貸付等により設置させることとしているので留意すること。

また、生産物については、時価による処分による適正な収入の確保に努めるものとする。

さらに、基金については、确实かつ最も有利な運用に努めるとともに、適正な収入見込額を計上するものとする。

8 その他

(1) 過年度収入の確保

過年度収入については、整理計画を立て、積極的に収入の確保を図るとともに、その他の諸収入についても新たな収入策の導入を図るなど、積極的に収入増に努めるものとする。

(2) 広告収入等の確保

広告収入については、公平性や公益を阻害しない範囲において、様々な媒体を活用し、積極的に収入の確保を図るとともに、ネーミングライツ（命名権）収入の確保についても積極的に検討するものとする。

(3) 特定目的基金の活用等

特定目的基金については、設置目的に沿った取崩し等による活用を図るとともに、県民ニーズの変化等により必要性が低下した基金については、廃止を含めた抜本的な見直しを行うものとする。

(4) 国の経済対策等により設置した基金の有効活用

経済対策等を目的として国の平成20年度以降の補正予算により措置された各種基金の対象事業のうち、平成25年度に事業終期を迎えるものについては、事業期間の延長や新たな財源の措置等、今後の国の動向を踏まえて、適切に対処するものとする。

また、今後、順次終期を迎える対象事業については、基金の目的に沿って計画的かつ有効な活用を図ることとし、未執行による返還を生じさせないように留意すること。

(5) 関係団体への出資金等の返戻

関係団体等への出資金等については、必要に応じて引揚げ等について検討を行うものとする。

特に、一般社団・財団法人については、自律的な法人運営が基本となることから、現在保有している基金等については、原則として、県に返戻した上で必要な場合は県において措置することとし、また、出捐金等についても改めてその役割や意義等について見直しを行い、必要に応じて県の出捐等相当額について返戻を求めるものとする。

第4 歳出に関する事項

歳出に関しては、義務的経費を含むすべての事務事業についてゼロベースから徹底した見直しを図ることとし、次に掲げる点に留意するものとする。

なお、今後、国における予算措置の状況や制度改正等の検討状況など、その動向等を見極めた上で、編成過程において適切に対応していくものとする。

1 経費の属性区分

次に掲げる固定的経費等については、経費の属性区分について厳格なチェックを行った上で、事業継続の必要性や制度のあり方、国、市町村、各種団体、県民との役割分担や負担割合まで踏み込んだ見直し等を行い、徹底した歳出の抑制を図るものとする。

- ・ 人件費、扶助費及び公債費並びに法令等に基づく義務的経費
- ・ 指定交付金
- ・ 既存負担金
- ・ 人件費に準ずる経費
- ・ 臨時経費

2 人件費

給与関係経費は、歳出の大きなウエイトを占め、その動向が財政運営に重大な影響を与え、財政硬直化の要因ともなるので、「みやざき行財政改革プラン」（平成23年6月策定）に基づき、適正化を図ることとする。

したがって、事業量の増大等については、事務の簡素合理化、民間への委託、職員の適正配置等により対応するものとする。

3 公債費

公債費は、過去の経済対策の影響等により、当面、高水準で推移する見通しにあることから、借換債の活用などを通じ、実質的な公債費負担の軽減を図ることとする。

4 補助公共事業費

国の予算編成の動向に留意し、枠的な積算でなく、個別事業ごとに検討を行い、国及び市町村との関連性及び投資効果を十分に考慮の上、長期的観点から重点的かつ効率的な投資が行われるよう、事業計画を立てるとともに、コスト縮減の一層の推進を図るものとする。

5 県単独公共事業費

事業の必要性、緊急性、補助公共事業等との関連等について個別事業ごとに十分検討し、真に県民生活の質の向上、地域の活性化に資するものに限り重点的に措置するものとする。

また、事業実施箇所については、予算編成時及び執行段階において財政課と協議し、適切に管理していくこととする。

6 国直轄事業負担金

国における制度改正や予算編成の動向を的確に把握し、事業の優先度を考慮の上、重点的かつ計画的に措置するものとする。

7 一般国庫補助事業費

国の歳出見直しに関連して、補助金等の廃止・縮小、補助基準の見直し等の動向を十分把握するとともに、事業の緊急性、効果等を検討の上、事業の選択を行うものとする。

特に、次に掲げる事項に十分留意するものとする。

- (1) 国庫補助金が廃止又は縮小される事業については、県費振替による実施は認めないこととするので、事業そのものを廃止し、又は縮小するものとする。
- (2) 国庫補助金が統合し、又はメニュー化される事業については、対象事業の緊急性、事業効果等を十分に検討し、また、県費負担額、補助率等が明確でないものについては、特に慎重に対処するものとする。
- (3) 県費による継ぎ足し補助は、原則として、廃止するものとする。

8 物件費等

事務事業の徹底した見直しとともに、需用費、旅費その他の経費節約のための様々な工夫等を行い、必要最小限度の経費となるよう、努めるものとする。

特に、IT調達関係経費については、平成19年度から本運用している「IT調達の標準化」により調達経費の節減・効率化を図るものとし、対象となるシステム等については、「IT調達の適正化について」（平成22年4月15日付け県民政策部長通知）に基づき、事前に情報政策課へ協議を行うとともに、導入済みのシステム等のうち費用対効果や利用率が低いものについては、廃止を含め必要性を再検討するものとする。

また、指定管理者制度導入施設に係る委託経費等については、運営の状況を十分把握し、適正な規模であるか検証するものとする。

さらに、不適正な事務処理の再発防止策として、調整事務費については、別途通知するところにより、また、「メリットシステム」については、各部局における平成25年度予算一般事務費の2月補正減額の実績に応じて、措置するものとする。

このほか、国の外郭団体をはじめ各種団体への負担金については、受益との均衡を考慮し、必要性を含め再検討するものとする。

9 県単独補助金

施策の選択と集中を図るため、すべての補助金について、補助の目的、効果等について客観的な分析・再検討を加え、次に掲げる基準により、ゼロベースからの徹底した見直しを行うものとする。

なお、見直しに当たっては、事前に関係団体等に十分な説明を行うものとする。

- (1) 補助期限の到来したもの、補助目的が達成されたもの、補助効果の少なくなったもの、本来、国、市町村、各種団体又は県民が実施すべきもの及び末端の補助額が零細なものと認められる補助金については、原則として、廃止するものとする。
- (2) 多額の一般財源を要する補助金及び長期間にわたって支出している補助金については、目的及び効果について全面的に再検討を行い、補助金の廃止・縮小、補助率の見直し、終期の設定等を検討するものとする。
- (3) 他部課の所管事業を含め同種・類似の事業を行っているもの、統合により事業効果が高まると考えられるもの及び交付先が同一であり、事務の合理化が図られるものに

については、整理統合による補助金の簡素化・重点化を進めるものとする。

- (4) 各種団体に対する運営費補助金については、団体自体における自主財源の強化、業務運営の効率化等を要請することにより、補助金の廃止・縮小を図るものとし、新たな補助金は、措置しないものとする。

なお、検討に当たっては、「新宮崎県公社等改革指針」（平成25年3月改訂）の内容に十分留意するものとする。

- (5) 市町村に対する補助金については、市町村との役割分担や市町村の財政力を考慮した制度への見直しを行うものとする。

また、市町村等が事業主体となる補助公共事業等（補助公共事業に類する構造改善事業等を含む。）に係る市町村負担については、法令等によって定められ、地方債及び地方交付税によつて的確な財政措置が講じられているものであり、当該負担割合を超えて県が任意に行っている県費継ぎ足し補助金は、措置が重複することになるため、原則として、廃止等の見直しを行うものとする。

なお、このような見直しを行うことについては、事前に市町村等関係機関にも十分な説明を行うものとする。

10 貸付金

県の資金管理に及ぼす影響が大きいので、貸付金の目的や効果、資金需要、金融情勢等を考慮の上、貸付の対象、方法及び条件、金融機関の協調等について検討し、真にやむを得ないものに限定するとともに、その規模について、過去の予算計上実績にこだわることなく必要最小限度にとどめるものとする。

また、貸付時期について資金の効率的活用の観点から検討を加え、資金管理上、分割等の方法も取り入れ、適切な時期に適正な額を貸し付けるものとする。

さらに、貸付金が不良債権化することのないよう、回収には万全を期するものとする。

11 繰出金

特別会計への繰出金については、基準内繰出金に限るとするなど、真に必要な額についてのみ措置することとし、その圧縮に努めるものとする。

12 債務負担行為等の設定

後年度に財政負担が義務付けられ、財政運営を圧迫する要因となる債務負担行為は、財政健全化法に基づく「将来負担比率」の算定対象とされ、厳格な対応を必要とするものであることから、長期的視点に立って、対象事業及びその限度額について十分に精査し、安易な設定を行わないこととする。また、設定する場合は、それに要する一般財源総額相当額を捻出することとする。

なお、損失補償及び債務保証についても、後年度に県財政に負担を及ぼすおそれがあるので、特に慎重に対処するものとする。

13 事業終期の設定

既定の事業のうち、終期の設定がないものについては、定期的な見直しを行う観点か

ら、事業の内容等を十分に検討し、原則として、終期（原則３年、最長５年）を設定するものとする。

第５ 特別会計、公営企業会計等に関する事項

１ 独立採算の原則

特別会計及び公営企業会計については、繰出基準に基づき一般会計が負担すべきとされている経費を除き、独立採算で運営しなければならないとされていることを念頭に措置するものとする。

２ 事業規模の適正化等

特別会計の規模については、事業執行に当たって適正なものとし、多大な滞留金や余剰金がないか検証を行い、生じている場合には、原則として、一般会計への繰入れを行うものとする。

また、貸付金の回収に万全を期すなど、歳入の確保に積極的に取り組むものとする。

３ 公営企業会計の健全性の確保

公営企業会計については、経営基盤の安定と地域住民サービス確保のため、経営の現状及び今後の見通しについて徹底した検討を行い、独立採算を前提に、その合理化・効率化を図るなど経営の健全化を推進するものとする。

特に、県立病院事業については、経営の健全化をより一層図り、高度で良質な医療を効果的かつ安定的に提供するため、「第二期宮崎県病院事業中期経営計画」（平成２３年２月策定）の実績や課題を踏まえ、着実に経営改革に取り組んでいくものとする。

４ 公社等運営の効率化

県が出資等を行っている公社等に対しては、「新宮崎県公社等改革指針」に基づき、組織体制、運営方法、事務事業の見直しなどを指導することにより、経営の効率化、自立化への取組等を積極的に促進し、県財政支出の実効ある削減を図るものとする。

５ 財政健全化法を踏まえた財政規律の確保

財政健全化法の趣旨を踏まえ、特別会計、公営企業会計のほか、公社や第三セクターまで含めた県全体の財政規律の状況を検証する必要があることから、それらの財政状況、損失補償等のあり方等について、十分に留意するものとする。